第66回税理士試験

簿記論

〔第一問〕 —25点—

問 1 当社のX1年度(X1年4月1日～X2年3月31日)に関する商品Aの売買取引の内容は、【資料1】と【資料2】のとおりである。これらの資料に基づいて、(1)～(3)に答えなさい。なお、(1)と(2)については、その使用する勘定科目は【勘定科目群】の中から選択するものとし、かつ商品の払出単価の決定は先入先出法に基づいているものとする。

(1) 次のそれぞれの処理方法に基づいた場合の決算整理前残高試算表において残高が残っている勘定口座について、その勘定科目名と残高を解答欄に示しなさい。なお、残高については、「借／貸」欄に借方残の場合は「借」、貸方残の場合は「貸」と記入すること。

① 総記法に基づいた場合

② 3分法に基づいた場合

③ 売上原価対立法に基づいた場合

(2) 次のそれぞれの処理方法に基づいた場合に必要とされる決算整理の仕訳を解答欄に示しなさい。仕訳が不要な場合は、借方の勘定科目欄に「仕訳不要」と記入すること。

① 総記法に基づいた場合

② 3分法に基づいた場合

③ 売上原価対立法に基づいた場合

(3) ①払出単価の決定方法としてその都度後入先出法を採用した場合、②払出単価の決定方法として年次総平均法を採用した場合、③期末棚卸商品の評価方法として最終仕入原価法を採用した場合のそれぞれについて、売上原価を示しなさい。なお、払出単価の計算において円未満の端数が生じる場合には、円未満を切り捨てることとする。

【資料1】 商品有高帳の内容

X1年	4月 1日	前年度繰越	(数量70個、単価50千円)
	4月15日	仕入	入庫(数量100個、単価51千円)
	5月20日	売上	出庫(数量130個)
	6月15日	仕入	入庫(数量150個、単価52千円)
	6月16日	仕入返品	出庫(数量10個)
		※6月15日に仕入れた商品の中の品質不良分の返品。	
	8月20日	売上	出庫(数量120個)
	10月15日	仕入	入庫(数量150個、単価54千円)
	11月10日	売上	出庫(数量130個)
X2年	1月15日	仕入	入庫(数量40個、 単価52千円)
	3月12日	売上	出庫(数量70個)

【資料２】 売上単価

X1年 4月1日 ～ X1年9月30日	70千円
X1年10月1日 ～ X2年3月31日	75千円

【勘定科目群】

売上	売上原価	繰越商品	仕入	商品	商品販売益

問２ 次の【資料１】～【資料４】に基づいて、一連の各年度の税効果に関して必要となる仕訳を解答欄に示しなさい。税効果会計の処理方法としては、資産負債法を適用し、繰延税金資産と繰延税金負債を仕訳上相殺することはしない。また、将来の期間における課税所得は、一時差異等の解消にかかわらず十分にあるものと合理的に推測される。

【資料１】

当社のX1年度(X1年4月1日～X2年3月31日)の会計と税務の差異に関する資料は、次のとおりである。なお、前年度末(X1年3月31日)における繰延税金資産の金額も繰延税金負債の金額もともにゼロである。

1 X1年4月1日に備品1,500,000円を取得し、直ちに使用に供した。当該備品については、残存価額をゼロとして、耐用年数4年で定額法により減価償却を行う。ただし、課税所得計算上は、法定耐用年数を5年とする定額法により計算した減価償却の金額が損金算入限度額である。

2 X2年度中に回収期限の到来する期末債権(売掛金)について、貸倒引当金繰入120,000円を費用計上した。ただし、当社は、課税所得計算上貸倒引当金繰入の金額については損金算入が認められていない。なお、当社は貸倒引当金については、洗替え方式によっている。

3 X1年中に生じた業務上の問題により違反金50,000円を支払うこととなっており、支払違反金として費用処理している。ただし、課税所得の計算上、当該違反金の支払額については損金算入が認められていない。

【資料２】

当社のX2年度(X2年4月1日～X3年3月31日)の会計と税務の差異に関する資料は、次のとおりである。

1 【資料１】1の備品について、引き続き減価償却を行った。

2 X3年度中に回収期限の到来する期末債権について、貸倒引当金繰入110,000円を費用計上した。ただし、課税所得計算上は、貸倒引当金繰入の金額については損金算入が認められていない。

なお、前年度末の債権のうち、122,000円がX2年度中に回収不能となった。

3 X2年度中に技術提携に伴い5,000,000円で取得した他社の株式(その他有価証券に該当)が、X3年3月31日現在で時価が5,200,000円となっていた。当該株式は、投資有価証券勘定で処理している。

【資料３】

当社のX3年度(X3年４月１日～X4年３月31日)の会計と税務の差異に関する資料は、次のとおりである。

１　【資料１】１の備品について、引き続き減価償却を行った。

２　X4年度中に回収期限の到来する期末債権について、貸倒引当金繰入125,000円を費用計上した。ただし、課税所得計算上は、貸倒引当金繰入の金額については損金算入が認められていない。

なお、前年度末の債権のうち、97,000円がX3年度中に回収不能となった。

３　X2年度中に技術提携に伴い5,000,000円で取得した他社の株式(その他有価証券に該当)が、X4年３月31日現在で時価が5,300,000円となっていた。当該株式は、投資有価証券勘定で処理している。

４　環境整備に寄与する機械装置3,000,000円の購入に際して、国庫補助金1,500,000円を受け取った。その国庫補助金については、積立金方式により圧縮記帳を行うこととしている。当該機械装置については、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により償却を行うこととしている。課税所得計算上、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により計算された減価償却費の金額が損金算入限度額となる。なお、当該機械装置については、X4年４月１日より使用開始する予定である。

【資料４】　各年度の課税所得に適用される税率に基づく法定実効税率

X1年度・X2年度	40％
X3年度～	34％

X2年度中に法人税法の改正が行われ、新たな税率はX3年４月１日以降に開始される事業年度に適用されることとされた。

〔第二問〕　―25点―

問１　下記のリース取引に関して、次の(1)及び(2)の設問に答えなさい。なお、代金の決済は、期日に契約どおりになされるものとし、解答上、千円未満の端数が生じる場合には、その都度百円の位で四捨五入するものとする。また、当該リース取引に関する処理は、特に指示がない限り、「リース取引に関する会計基準」における原則法によるものとする。

(1)　下記の【資料１】に基づいて、次のリース取引に関して、①リース取引開始時(X1年４月１日)及び②リース取引開始期の期末(X2年３月31日)におけるリースに関連する仕訳を解答欄に示しなさい。

【資料１】

当社(借手である甲社、決算日：３月31日)は、下記のような条件で、X1年４月１日に特別仕様でない機械に関するリース契約を貸手(乙社)との間で締結し、当該物件を受け入れた。

１　当該リース契約について、契約期間は４年間である。そして、当該リースは法律上解約可能である。なお、この場合には、解約時にリース料総額の未払残額全額を違約金として支払うことになっている。

2　当該リース契約上、リース契約終了時において当該リース物件の所有権は引き続き貸手にあるものとし、また、割安購入選択権は付いていないものとする。

3　借手において、貸手の当該リース物件に関する購入価額は明らかではなく、借手の当該機械の現金支払いによる見積購入額は9,000千円である。

4　リース料は年額2,400千円の後払い(普通預金より引落し)であり、リース料総額は9,600千円である。

5　当該リース物件の経済的耐用年数は5年である。

6　借手の当該リース物件の減価償却方法は、定額法による間接控除法、残存価額はゼロである。

7　借手において、貸手の当該リース物件に関する計算利子率は明らかではなく、この場合の借手の追加借入利子率は年5％である。

(2)　下記の【資料2】に基づいて、次のセール・アンド・リースバック取引に関して、①資産の売却とリース取引開始時(X1年4月1日)、②リース取引開始期の期末(X2年3月31日)及び③リース取引最終期の期首(X5年4月1日)におけるリースに関連する仕訳を解答欄に示しなさい。

【資料2】

甲社(決算日：3月31日)は、下記のような条件で、セール・アンド・リースバック取引を行った。

1　借手(甲社)は、X1年4月1日に下記2「資産売却取引の内容」で示す自己所有の特別仕様の機械を、新たな設備投資等の資金を得るために、下記3「リースバック取引の内容」で示す条件で、貸手(乙社)に現金で売却すると同時に、全部をリースバックした。

2　資産売却取引の内容

借手の当該機械は、X0年4月1日に取得価額200,000千円で取得したものであり、定額法、間接控除法、耐用年数6年、残存価額：取得価額の10％で、適正に減価償却を行ってきている。

3　リースバック取引の内容

①　当該リース契約上、解約不能リース期間は5年である。

②　当該リース契約上、リース期間終了時において当該リース物件の所有権は移転しないものとし、また、割安購入選択権は付いていないものとする。

③　借手の売却価額は180,000千円である。

④　リース料43,167千円は毎年1回4月1日に前払い(普通預金より引落し)とし、リース料総額は215,835千円である。なお、当該リースの最終期間のリース債務の返済額は、当該期間の期首の未返済残高を返済額として計上するものとする。

⑤　貸手の計算利子率は10％であり、借手はこれを知り得るものとする。

⑥　借手の当該リース物件のリースバック時以降の経済的耐用年数は5年、償却方法は定額法であり、減価償却に際して当初の取得原価に基づいた残存価額を用いるものとする。

問 2 下記の資料に基づいて、次の(1)及び(2)の設問に答えなさい。なお、千円未満の端数が生じる場合には、その都度百円の位で四捨五入し、また、当該ソフトウエアに関する処理は、特に指示がない限り、「研究開発費等に係る会計基準」における原則法によるものとする。

(1) 下記の【資料1】に基づいて、市場販売目的のソフトウエアに関して、X1年3月31日(期末)の仕訳を解答欄に示しなさい。

【資料1】

甲社(決算日：3月31日)は、市場販売目的のソフトウエアを制作・販売している。X1年3月31日(期末)の決算整理前の仮払金100,000千円は、市場販売目的のソフトウエアAの制作等に関連するものであり、次のような内容のものから構成されている。

1 研究開発活動に伴って、最初にソフトウエアAの製品性を判断できる程度のプロトコル(機能評価版のソフトウエア)としての製品マスターAの制作費：40,000千円

2 上記の製品マスターAのウイルス防止等の機能維持等のための費用：5,000千円

3 上記の製品マスターAの操作性の向上等のための費用：10,000千円

4 上記の製品マスターAを複製して製品としてのソフトウエアAとするための制作費：45,000千円

(2) 下記の【資料2】に基づいて、市場販売目的のソフトウエアに関して、①X2年3月31日(期末)及び②X3年3月31日(期末)の仕訳を解答欄に示しなさい。

【資料2】

1 甲社(決算日：3月31日)において、X1年4月1日に無形固定資産として計上されたソフトウエア制作費の総額：600,000千円

2 当該ソフトウエアの見積有効期間：3年

3 当該ソフトウエアの販売開始時点における見積販売数量等は、次のとおりである。

	見積販売数量	見積販売収益
X1年度	800個	200,000千円
X2年度	1,500個	375,000千円
X3年度	700個	175,000千円
計	3,000個	750,000千円

4 X1年度の販売実績は、見積りどおりであった。そして、期末(X2年3月31日)に見積販売数量に基づいて償却を行った。

5 X2年度期首(X2年4月1日)において見積販売数量を見直したところ、X2年度及びX3年度の見積販売数量が当初の(合理的な)見積1,500個、700個を下回り、新たにそれぞれ1,200個、300個(販売単価は不変)となることが明らかになった。なお、X2年度の販売実績は、修正後の見積りどおりであった。そして、期末(X3年3月31日)に適切な償却処理を行った。

問 3　下記の【資料】に基づいて、資産除去債務に関連して、①X1年4月1日(機械取得時)、②X3年3月31日(期末)及び③X5年3月31日(期末)の仕訳を解答欄に示しなさい。なお、千円未満の端数が生じる場合には、その都度百円の位で四捨五入するものとする。また、当該資産除去債務に関する処理は、特に指示がない限り、「資産除去債務に関する会計基準」における原則法によるものとする。なお、税効果会計の適用はないものとする。

【資料】

甲社(決算日：3月31日)は、下記のような条件で、機械Aを使用し、事業を行っている。

1　X1年4月1日に、次の機械Aを、小切手を振り出して取得し、使用を開始した。

取得原価20,000千円、耐用年数4年、残存価額ゼロ、定額法(間接控除法)により減価償却を行うものとする。なお、耐用年数到来時の属する期間の減価償却は、当該期間の期首の未償却残高を減価償却費として計上するものとする。

2　当該機械は、使用後に除去する法的な義務がある。この場合、当社が解体業者に対して支払う支出額等は、次のように見積もられる。

①　当該機械の解体に係る予想労務費に関して、解体業者が予測する、生起し得る複数の将来キャッシュ・アウトフロー(見積りから乖離するリスクを反映済み)の見積額及びその発生確率は、次のとおりであり、これらを加重平均した期待値により計算するものとする。

(単位：千円)

将来キャッシュ・アウトフローの見積額	発生確率
280	30 %
440	50 %
480	20 %

②　また、解体業者が当該機械の解体に掛ける間接費は、上記の労務費の100 %とする。

③　さらに、解体業者は、上記の労務費と間接費の合計額の25 %の利益を、労務費と間接費に加えるものとする。

④　資産除去債務は、取得時にのみ発生するものとし、X1年4月1日現在における利付国債(償還期限4年)の流通利回りは5 %である。

3　X3年3月31日に、資産除去債務に関する見直しを行ったところ、2年後において当該機械の除去のために全体として必要な将来キャッシュ・アウトフローの見積額は、1,400千円へ増加し、この時の割引率は4 %であることが判明した。なお、この際、資産除去債務の計算に用いる割引率は、当初又は変更時のいずれか適切なものを使用するものとする。

4　X5年3月31日に当該機械を除去し、当該除去に係る支出1,600千円を、小切手を振り出して支払った。

〔第三問〕 ―50点―

甲株式会社(以下「甲社」という。)は商品の販売業を営んでいる。甲社の平成27年度(自平成27年4月1日　至平成28年3月31日)における次の【資料1】決算整理前残高試算表、【資料2】勘定科目内訳書及び【資料3】決算整理事項等に基づき、【資料4】決算整理後残高試算表の(1)から(36)までの金額を答案用紙に記入しなさい。

(解答上の留意事項)

1　【資料1】、【資料2】及び【資料3】の(　　)に該当する金額は、各自推定すること。

2　解答金額については、問題文の決算整理前残高試算表の金額欄の数値のように3桁ごとにカンマで区切り、解答金額がマイナスとなる場合には、金額の前に「△」を付すこと。この方法によっていない場合には正解としないので注意すること。

3　金額計算において、円未満の金額が生じた場合は、円未満を切り捨てる。

4　解答金額が「0」となる場合には、「0」と記載する。

5　解答の勘定科目は、【資料4】にある科目を使用し、それ以外の勘定科目は使用しないものとする。

(問題の前提条件)

1　問題文に指示のない限り、会計基準に示された原則的な会計処理による。

2　税効果会計については、適用する旨の記載がある項目についてのみ適用するものとする。

つまり、【資料3】の「4(1)その他有価証券評価差額金」・「5 貸倒引当金」・「6(1)圧縮記帳」・「9 為替予約」の4項目について税効果会計を適用し、これ以外は適用しないものとする。繰延税金資産の回収可能性及び繰延税金負債の支払可能性に問題はなく、法定実効税率は40％とする。

なお、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺せずに解答すること。

3　未払消費税等は、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺後に中間納付額を控除して計上する。これ以外では消費税等は考慮しないものとする。

4　法人税等及び法人税等調整額の合計額は、税引前当期純利益に法定実効税率(40％)を乗じて算出した金額とし、法人税等の金額は逆算で計算する。未払法人税等は中間納付額を控除して計上する。

5　為替差益と為替差損は相殺せずに解答すること。

6　日数の計算は、すべて月割計算とし、1ヶ月未満は切り上げて1ヶ月として計算する。

【資料1】 決算整理前残高試算表(平成28年3月31日現在)　　(単位：円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	325,200	買掛金	42,063,000
預金	25,200,000	仮受金	2,200,000
受取手形	4,145,000	仮受消費税等	53,330,000
売掛金	(　　)	貸倒引当金	(　　)
繰越商品	30,035,000	社債	(　　)
仮払金	24,035,000	繰延税金負債	(　　)
仮払消費税等	37,853,000	退職給付引当金	20,750,000
建物	49,500,000	資本金	50,000,000
備品	3,200,000	圧縮積立金	11,880,000
土地	216,000,000	繰越利益剰余金	171,003,200
投資有価証券	(　　)	売上	653,000,000
破産更生債権等	(　　)	有価証券利息	59,000
繰延税金資産	1,285,000	受取配当金	500,000
仕入	420,220,000		
営業費	161,210,000		
合計	(　　)	合計	(　　)

【資料２】 勘定科目内訳書

（単位：円）

勘定科目	内訳	金額
預金	普通預金	1,200,000
	その他預金	24,000,000
	計	25,200,000
受取手形	一般債権	4,145,000
売掛金	Ｐ社に対する売掛債権	3,800,000
	Ｑ社に対する売掛債権	（　　）
	一般債権	44,520,000
	計	（　　）
仮払金	消費税等の中間納付額	8,235,000
	法人税等の中間納付額	8,200,000
	企業年金拠出掛金	7,500,000
	営業担当者への出張仮払金	100,000
	計	24,035,000
破産更生債権等	Ｒ社に対する売掛債権	（　　）
繰延税金資産	貸倒引当金(貸倒懸念債権)に係る前期末残高	735,000
	貸倒引当金(破産更生債権等)に係る前期末残高	550,000
	計	1,285,000
仮受金	備品売却代金	2,150,000
	Ｒ社の破産手続きによる配当金	50,000
	計	2,200,000
営業費	人件費	97,500,000
	リース料	（　　）
	その他営業費	（　　）
	計	161,210,000
有価証券利息	Ｇ社社債の当期償却額	59,000

【資料3】 決算整理事項等

1 普通預金

会社作成のX銀行・普通預金の銀行帳と、X銀行の普通預金残高は、平成28年3月31日現在、それぞれ1,200,000円で合致していた。

その後、X銀行で普通預金通帳を記帳したところ、4月1日以降について以下のような取引があった。

年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高	摘要
28-03-31			1,200,000	繰越残高
28-04-01		120,000	1,320,000	取立
28-04-01	200,000		1,120,000	引出
28-04-01		30,000	1,150,000	入金
28-04-01	30,000		1,120,000	引出
28-04-01	15,000		1,105,000	引出
28-04-04		178,000	1,283,000	振込
28-04-04		100,000	1,383,000	振替
28-04-05	104,000		1,279,000	乙㈱
28-04-05	85,000		1,194,000	返済

(1) 得意先から回収した小切手120,000円を取立てのため、3月31日にX銀行の普通預金口座に預け入れたが、入金は4月1日となった。

会社は、3月30日に得意先から小切手を回収した時、現金勘定にて受入処理していたもので、X銀行への取立て依頼時には特に処理していない。

(2) 出張中の営業担当者から仮払金の精算として、4月4日に178,000円入金された。

この営業担当者には3月30日に100,000円を支払っている。

会社の会計処理は、支払時に仮払金勘定に計上した後、仮払金勘定の中で日ごとに、振替処理等をして、精算時に普通預金勘定に戻している。

精算内容は以下のとおりである。

(単位：円)

仮払金額			100,000
得意先への現金売上	3月31日	( )	
	4月 1日	29,000	( )
得意先からの売掛金回収	3月31日	65,000	
	4月 1日	34,000	99,000
旅費交通費	3月31日	62,000	
	4月 1日	6,000	68,000
得意先との飲食代	3月31日	35,000	
	4月 1日	3,000	38,000
振込額(差引・計)			178,000

(3) 4月5日出金104,000円は得意先乙社へのリベート支払いによる支出である。

乙社は当期のすべての月において売上目標額を達成し、甲社は以下の契約書(一部抜粋)に基づきリベートを支払っているが、期中は支払時に会計処理しており、期末の決算整理時で未払金を計上している。ただし、貸倒引当金の計上に際しては、設定対象となる債権残高から控除して計算する。

リベート契約書

甲株式会社(以下「甲」という)と、乙株式会社(以下「乙」という)は、甲と乙のリベートの計算等に関し、次のとおり契約する。

(継続的取引)

第1条　甲は乙に対し、B商品(以下「本件商品」という)を継続して販売し、乙はこれを購入する。

(販売目標)

第2条　乙は、本件商品の年間販売目標及び月間販売目標を、甲の事業年度の始まる1ヶ月前までに定めて甲に対して報告する。

(販売協力)

第3条　甲は、乙の要請があるときは、本件商品の説明書等の販売促進に必要な資料を無償で乙に対して提供する。

(販売価格)

第4条　甲の乙への本件商品の売渡し価格については、甲の事業年度を基準とした四半期ごとに、その開始する3週間前までに両社協議のうえ決定するものとし、この期間における売渡し価格は改訂しないこととする。

(リベート)

第5条　乙が本取引契約を遵守し、かつ月間売上目標額の売上を達成した場合、甲は、甲の乙に対する本件商品の売上高の1%をリベート(契約達成報奨金)として、毎月末締め、翌々月5日に乙の指定する口座へ振り込むこととする。

＜　以　下　省　略　＞

B商品の平成28年2月1日以降の受払帳は以下のとおりである。

仕入先であるA社から発送された商品には納品書が添付されており、A社の出荷日のほか、納品書番号、送付先、商品名と数量が納品書に記載されている。

(単位：個)

月　日	受　入	払　出	残　高	備　考
2月　1日			13,000	前月繰越
3日	6,000		19,000	仕入(A社納品書 No.2802GC)
10日		5,000	14,000	売上(乙社)
12日		1,000	13,000	売上(乙社)
19日		1,500	11,500	売上(乙社)
22日	3,000		14,500	仕入(A社納品書 No.2802JX)
24日		3,500	11,000	売上(乙社)
29日		2,000	9,000	売上(乙社)
3月　1日	4,000		13,000	仕入(A社納品書 No.2802AW)
10日		3,000	10,000	売上(乙社)
14日	3,000		13,000	仕入(A社納品書 No.2803DS)
18日	8,000		21,000	仕入(A社納品書 No.2803ST)
25日		8,000	13,000	売上(乙社)
30日		1,000	12,000	売上(乙社)
4月　1日	5,000		17,000	仕入(A社納品書 No.2803EZ)

2　商品

C商品とD商品について、収益性低下の評価額を検討する。

収益性低下の評価を判定するための1個当たりの正味販売価額は、平成28年4月の各商品の売上と販売数量に基づいて算定した平均販売単価から見積販売直接費(平均販売単価の1％(円未満切捨て))を差し引いた価額としている。

平成28年4月の販売実績は次のとおりであるが、売上は売上値引、売上割引控除後の金額である。

(単位：円)

	数量(個)	売上	売上値引	売上割引
C商品	1,210	891,770	12,100	—
D商品	4,200	2,352,000	—	42,000

前期末において、C商品、D商品ともに評価損は発生しておらず、期末の商品はすべて通常の営業循環過程に含まれていた。

平成27年4月から28年3月までの仕入等の実績は以下のとおりである。

なお、商品の評価方法は年次総平均法である。

(単位：円)

	期　首		当期仕入		期　末
	数量(個)	金　額	数量(個)	金　額	数量(個)
C商品	1,530	1,254,600	18,090	15,324,300	1,760
D商品	6,500	3,770,000	58,000	32,350,000	5,300

商品評価損は仕入勘定に含めずに独立科目として計上する。

決算整理前残高試算表に計上されている繰越商品勘定の計上額は前期末残高であり、期末の商品は、B商品、C商品、D商品以外の商品として14,987,200円がある。

3　売掛金・買掛金

仕入先A社から残高確認書が送付されている。

それによると平成28年3月31日において、A社の当社に対する債権(売掛金)残高は5,060,000円ということであるが、当社のA社に対する買掛金残高は3,800,000円である。

両社の計上額の差額1,260,000円について、当社がA社から送付されてきた納品書No.を調査したところ、両社の3月分のB商品の入出荷取引において、A社の当社に対する出荷月日と、当社の入荷(検収)月日に差異原因のあることがわかった。

当社とA社の入出荷状況は以下のとおりである。

納品書No.	A社出荷月日	当社入荷(検収)月日
No.2802AW	2月29日	3月 1日
No.2803KK	3月 7日	下記参照
No.2803DS	3月11日	3月14日
No.2803ST	3月15日	3月18日
No.2803EZ	3月31日	4月 1日

A社3月7日出荷納品書No.2803KKは、当社得意先丙社(月末締め翌月末振込入金)への直送品1,000個であったが、当社は何ら処理していないことが判明した。

なお、丙社への販売価格は、粗利益率が10％となる価格を設定している。

B商品についてA社以外からの購入はなく、当期におけるB商品の仕入価格に変動はない。

A社の売上計上基準は出荷基準、当社の仕入計上基準は検収基準である。

4　投資有価証券

投資有価証券の内訳は次のとおりである。その他有価証券(株式)の決算時の時価は、評価差額については期末前1ヶ月の平均株価、減損処理については期末日の株価によっている。

銘柄	数量	取得原価	備考
E社株式	5,000株	7,500,000円	その他有価証券
F社株式	2,500株	4,500,000円	その他有価証券
G社社債	50口	47,500ドル	満期保有目的の債券
H社社債	70口	67,900ドル	満期保有目的の債券

(1)　時価が取得原価の50％以上下落している場合は、回復可能性はないものとし減損処理を行う。評価差額については全部純資産直入法を採用し、税効果会計を適用する。なお、前期末の評価差額は、税効果とともに当期首に振り戻している。

(2)　E社株式について、その他資本剰余金の処分による配当500,000円を受け取り、受取配当金勘定に計上している。なお、この配当に係る源泉所得税はなかった。

(3)　E社株式・F社株式の平成28年3月の月間株価(1株当たり株価)は次のとおりである。

(単位：円)

	E社株式	F社株式
3月1日～29日の平均株価	1,646	730
3月30日	1,700	740
3月31日	1,680	720

(注)　3月1日～29日の取引所の営業日数は20日間である。

(4) G社社債・H社社債はともに平成27年4月1日に取得した外貨建の債券で、その内容は次のとおりである。

	G社社債	H社社債
額面金額	50,000ドル	70,000ドル
償還日	平成32年3月31日	平成30年3月31日
クーポン利子率	なし	なし

取得原価と額面金額との差額は金利調整差額と認められ、償却原価法(定額法)を適用する。

直物為替レート：平成27年4月1日120円／ドル　　平成28年3月31日115円／ドル

(5) G社社債については、償却原価法の処理は適正に行われ、有価証券利息勘定に計上済みである。

5 貸倒引当金

受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積額を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。決算整理前残高試算表の貸倒引当金は前期末の残高である。なお、税効果会計を適用する。

債権区分	引当計上額(会計上)	繰入限度額(税務上)
一般債権	債権残高の1％	債権残高の1％
貸倒懸念債権	債権残高の50％	債権残高の1％
破産更生債権等	債権残高の100％	債権残高の50％

(1) 得意先P社の債権(売掛金3,800,000円)について、回収が遅延していることから当期において貸倒懸念債権として貸倒引当金を計上することにした。

(2) 前期に貸倒懸念債権としていた得意先Q社が、財務状況の悪化が進み経営難に至り、平成28年3月に破産手続開始の申立てを行った。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはQ社の債権だけで、当期におけるQ社との取引はない。

(3) 前期に破産更生債権等としていたR社の債権について、当期において50,000円の配当を受けて破産手続きが終結し、残りの債権金額が回収できないことが確定したため、貸倒処理することにした。入金になった配当50,000円は仮受金勘定に計上している。なお、前期において破産更生債権等に区分したのはR社の債権だけで、当期におけるR社との取引は上記配当以外ない。

(4) 一般債権に対する貸倒引当金は、一般債権に区分した債権残高からリベート未払金(1普通預金(3)参照)を控除して算出している。前期末において一般債権残高からリベート未払金を控除した金額は40,500,000円であった。

(5) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一般貸倒引当金繰入額、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

6　有形固定資産

有形固定資産の内訳は次のとおりである。減価償却方法は定額法で、残存価額はゼロとしている。当期の減価償却費の計上は未処理である。なお、決算整理前残高試算表の有形固定資産及び圧縮積立金は前期末残高である。

勘定科目	用途	期首帳簿価額(円)	耐用年数(年)	使用開始年月	備考
建　　物	事務所	49,500,000	50	平成26年10月	(1) 参照
備　　品	事務用	3,200,000	8	平成25年12月	(2) 参照
土　　地	事務所	168,000,000	—	平成26年10月	
	遊　休	48,000,000	—	—	(3) 参照

(1)　建物は、前期に国庫補助金の交付を受けて取得したものである。国庫補助金相当額について圧縮記帳を行い積立金方式で会計処理している。圧縮積立金は会計上の減価償却費と税務上の減価償却費(直接減額した場合の減価償却費)との差額について毎期末に取り崩すことにしており、前期は適正に処理されている。なお、税効果会計を適用する。

(2)　備品は、平成27年9月30日に仕入業者に2,150,000円で売却し、新たに別個の備品を平成27年12月1日にリース会社からリースしている。売却に係る会計処理は売却代金を仮受金勘定に計上しているだけである。リースについては、「7 リース」を参照のこと。

(3)　当期において遊休状態になった土地は、平成28年3月の取締役会で、早期に処分することが決議され、決算日後の平成28年4月15日に売却代金35,000,000円で売買契約を締結し、同日引渡しすることが承認された。

7　リース

平成27年12月1日に備品について以下の条件でリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。支払リース料は全額を営業費に計上している。

(1)　リース期間：5年(リース期間中は解約不能)

(2)　リース物件の経済的耐用年数：6年

(3)　所有権移転条項及び割安購入選択権は付されておらず、特別仕様でもない。

(4)　リース料：月額60,000円　　平成27年12月末を第1回目とし以降毎月末に支払う。

(5)　甲社の見積現金購入価額：3,500,000円(貸手の購入価額は明らかでない)

(6)　リース料総額の現在価値：3,300,000円

(7)　利息相当額の配分方法は、重要性が乏しいことから定額法(利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法)を採用する。

(8)　減価償却方法は定額法を採用する。

8　退職給付引当金

甲社は退職金制度として確定給付型の企業年金制度を採用している。退職給付債務の計算方法は原則法で、数理計算上の差異は発生年度の翌年から10年の定額法で償却している。決算整理前残高試算表の退職給付引当金は当期首の残高で、当期に支払った拠出掛金は仮払金勘定に計上されている。

(1) 期首退職給付債務　120,000,000円
(2) 期首年金資産の時価　100,000,000円
(3) 当期勤務費用　7,000,000円
(4) 当期拠出掛金　7,500,000円
(5) 当期企業年金からの支給退職金　8,300,000円
(6) 未認識数理計算上の差異の発生金額

平成26年3月期	△2,500,000円
平成27年3月期	( )

平成26年3月期の差異は、主として年金資産の実際運用収益額が期待運用収益額を上回ったため発生したものである。なお、平成25年3月期以前に発生した未認識数理計算上の差異は前期末までに償却済みである。

(7) 数理計算上の計算基礎率

割引率	年1.0％
長期期待運用収益率	年2.0％

9 為替予約

翌期に予定されている新商品(納入予定日平成28年4月30日)のドル建輸入に関して、平成27年12月1日にその代金支払予定日である平成28年5月31日を決済期日とするドル買いの為替予約200,000ドルを118円／ドルで締結したが、未処理になっている。この輸入取引は実行される可能性が極めて高く、ヘッジ会計の要件も満たしている。先物為替レートは直物為替レートと同一であったものとする。なお、税効果会計を適用する。

10 外貨建転換社債型新株予約権付社債

平成26年10月1日にドル建転換社債型新株予約権付社債を以下の条件で発行し、会計処理は一括法を採用した。平成27年12月1日に発行額の一部について新株予約権の行使請求があり新株850株を発行したが、未処理になっている。新株の発行時に出資された金額はすべて資本金とする。

(1) 発行額面総額：300,000ドル(平価発行)
(2) 期間：平成26年10月1日から平成30年9月30日
(3) 利率：利息は付さない。
(4) 新株予約権の行使に際して1株当たりの転換価額は10,800円で、新株予約権の行使により交付される株式数は、社債の額面金額を固定レート108円／ドルで円に換算した金額を転換価額で除した数とする。

直物為替レート	平成26年10月 1日	108円／ドル
	平成27年 3月31日	120円／ドル
	平成27年12月 1日	118円／ドル
	平成28年 3月31日	115円／ドル

【資料4】　決算整理後残高試算表(平成28年3月31日現在)　　(単位：円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金		買掛金	(20)
預金	(1)	未払金	(21)
受取手形		未払法人税等	(22)
売掛金	(2)	未払消費税等	(23)
繰越商品	(3)	為替予約	
仮払金	(4)	貸倒引当金	(24)
建物		社債	(25)
土地		リース債務	(26)
リース資産		繰延税金負債	(27)
投資有価証券	(5)	退職給付引当金	(28)
破産更生債権等	(6)	資本金	(29)
繰延税金資産	(7)	圧縮積立金	(30)
仕入	(8)	繰越利益剰余金	
商品評価損	(9)	その他有価証券評価差額金	(31)
退職給付費用	(10)	繰延ヘッジ損益	(32)
減価償却費	(11)	売上	(33)
一般貸倒引当金繰入額	(12)	有価証券利息	(34)
個別貸倒引当金繰入額	(13)	受取配当金	
営業費	(14)	為替差益	(35)
支払利息	(15)	法人税等調整額	(36)
為替差損	(16)		
投資有価証券評価損	(17)		
固定資産売却損	(18)		
減損損失	(19)		
法人税等			
合計		合計	